町田市長 石阪 丈一 様

生活困窮者住居確保給付金支給申請書														
		リガナ		ジュウギ		記入例:離職の方								
	D氏	. , ,		, , , , ,	大郎									
		年月日		西暦	0000			月	00	日		( 00	) )歳	
(;		話番号		000-0000-0000										
				合であること (いずれか該当する数字を〇で囲んだうえ、該当する方に記載) 号に規定する場合										
申立事項	1.	離職等の時期	未舟Ⅰ	○○○○年○月										
		離職等した事	業所	○○○○株式会社										
	2.	第3条第2号		する場合										
		給与その他の業 収入を得る機会 の状況												
	(5)			計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること										
		離職等前の雇用等、世帯の生計 にかかる状況		私は正社員、妻はパートとして勤務し、二人の収入で生活していた。										
		次の1.又は2			亥当 してい	ハるこ	といず	れか該	当する数字	を○で囲ん	だうえ、訓	亥当する方	に記載)	
	1.	住居を喪失し 住居を喪失し		こと										
		性居を長大し喪失した住居												
		現在の状況	*>  11.//											
	2.	住居を喪失す	るおそ	れがあること										
		現在の住所		町田市○○町○丁目○番○号 ○○○○号室										
		住居の家主等		0000										
		喪失するおそれのあ る住居の家賃額		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○										
		現在の収入状況 居喪失のおそれ 理由、状況等	L等、住 いがある	離職し家賃の支払いが困難となった										
	7	申請者及び申		- 同一の世帯に属する者の収 <i>)</i>				<b>人及び預貯金が次のとおりであること</b>						
		フリガナ			ジュウキョ								<b>会保険料等</b>	
		氏名	住足	計 太郎	住居	花子		天引き前の事業主が支給する総支給額(交通 費支給額は除く)。自営業の場合は事業収入						
		続柄	申請戶	月の収入を記入してください						まく)。日 引いた控			10000000000000000000000000000000000000	
		生年月日		- JAOB 0000年0月0日				_				される履	雇用保険の	
		収入(月額)								公的年:		的允什许	<b>£</b> LI	
		預貯金等		)000円	00000F				円		からの継続的な仕送り 円 〇〇〇〇円			
				人(月額)か <del>作人、 1000年のまた場合である。</del> る。雇用保険の失業等給付 <u>、 100</u> 0年			合はその	D額を、	. 変動あ <del>よ</del> る	るときは	収入の確	在定して!	ハる直近3か	
よりしま	)、 ミす	の申立事項に 必要書類を添っ。	相違なく えて生活	、生活困氧	窮者自立 3 居確保給付	支 預貯3 場合( 投資(	ーー 金等は、 は全て) 言託、明	と手 音号資	寺ちの歩 注産等の	電、日本 合計額を	E保官0 E記入し	り現金、 <i>が</i> てくださ	債券、株式、 い。	
めに (明 業者	こ必 昭和 音で	個人情報が、信要となる範囲 <sup>-</sup> 22年法律第141 あって地方公 間で相互利用で	で、則第 号)第 共団体 <i>0</i>	54条第1 4条第9項 3委託を受	項第2号1 [に規定す けて無料の	こ規定。 る特定 の職業系	トる都済 地方公	道府! 公共団	具等、 <i>2</i> 体、同	公共職業 条第10	美安定原 項に規	所、職業 定する	美安定法 職業紹介事	
Ort	きた	、裏面の注意	事項につ	ついて、同意	意します。									
		○○○○年	〇 月											

申請者氏名 住居 太郎

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

## (注 意 事 項)

1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署 に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職 した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況 について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。